

上天草市松島総合運動公園の管理運営に関する協定書（案）

上天草市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、上天草市松島総合運動公園（以下「運動公園」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上天草市松島総合運動公園条例（平成16年上天草市条例178号。以下「条例」という。）第12条の規定により指定管理者に指定された乙が行う運動公園の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第13条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1） 体育・スポーツ・文化のための施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供。
 - （2） 体育・スポーツ・文化に関する相談の対応及び指導
 - （3） その他体育・スポーツ・文化の普及振興に必要な業務
 - （4） 運動公園の使用の許可に関する業務
 - （5） 運動公園の施設等の維持及び修繕に関する業務
 - （6） 前5号に掲げるもののほか、教育委員会が運動公園の管理上必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、「上天草市松島総合運動公園指定管理業務仕様書（別記1）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

- 2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、以下に掲げる関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い、信義に沿って実にこれを履行し、運動公園が円滑に運営されるように管理しなければならない。

- （1） 上天草市松島総合運動公園条例、上天草市松島総合運動公園条例施行規則（平成16年上天草市教育委員規則第23号）
- （2） 地方自治法（昭和22年法律第67条）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令29号）ほか

行政関係法令

- (3) 労働基準法（昭和22年放置る第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法令
- (4) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年省令第2号）、水道法（昭和32年法律第177号）水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- (5) その他
 - ア 乙は、施設の管理に関し知り得た個人情報保護をを図るため、上天草市個人情報保護条例（平成17年上天草市条例第4号）第28条第2項の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じること。
 - イ 指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分相当する権限を行使するときは、上天草市行政手続条例（平成16年上天草市条例第16号）第2章の規定を遵守すること。
 - ウ 指定管理業務を行うに当たり作成又は取得した文書等は、適正に管理5年間保存すること。次条第1項に規定する指定期間が満了し、又は第13条の規定により指定を取り消された後も同様とする。
 - エ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。
また、環境負荷の軽減に配慮した物品当の調達（グリーン調達）に努めること。
- 2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 3 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指定の期間）

- 第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（委託料）

- 第6条 管理業務に対する委託料の額は、次の表のとおりとする。ただし、各年度の委託料の額を上限として、対象年度の予算の範囲内で変更することがある。

対 象 年 度	委 託 料 の 額
令和 3 年度	金 3 4 , 5 7 4 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
令和 4 年度	金 3 4 , 5 7 4 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
令和 5 年度	金 3 4 , 5 7 4 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
令和 6 年度	金 3 4 , 5 7 4 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
令和 7 年度	金 3 4 , 5 7 4 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(年度協定の締結)

第 7 条 甲及び乙は、前条の規定により甲、乙の協議により定められた管理業務委託料並びに第 1 0 条の規定により提出された事業計画書に基づき、管理業務の適正な執行を期するため、毎年度当初に「上天草市松島総合運動公園の管理運営に関する年度協定書 (別記 2)」を締結するものとする。

2 乙は、前項で締結した協定書に基づき、書面により委託料を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により提出された支払請求書が適当であると認められるときは、当該支払請求書を受理した日から 3 0 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(管理業務委託料の額の変更)

第 8 条 管理業務委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第 9 条 管理業務に関するリスク分担については、「リスク分担表 (別記 3)」のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙両者で協議のうえ、リスク分担を決定する。

(事業計画等の提出)

第 1 0 条 乙は、各年度の 2 月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 管理業務の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第11条 乙は、四半期毎に次に掲げる事項を翌月10日までに甲に報告するものとする。

- (1) 維持管理業務報告
- (2) 運営事業実績報告
- (3) 自主事業実績報告
- (4) 施設毎月毎の利用状況
- (5) 施設毎月毎の収入状況
- (6) 修繕、事故報告等
- (7) その他必要な事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業完了報告)

第12条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業完了報告書を甲に提出しなければならない。

ただし、指定管理者が、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、取消の日から起算して1か月以内に、取り消しの日までの間の業務完了報告書を提出しなければならない。

- (1) 運動公園の事業報告書 総括表(準則例9)
- (2) 運動公園の業務実績報告書
- (3) 運動公園運営に係る収支決算報告書
- (4) 運動公園の施設毎月毎の利用状況
- (5) 運動公園の施設毎月毎の収入状況
- (6) 利用者からの苦情とその対応
- (7) その他必要な事項

2 甲は、施設の良い管理状況を確保するため、管理業務の水準を表す適正な指標を設定し、乙は、前項の事業報告書と合わせ、指標に対する管理業務の進捗状況を甲に提出しなければならない。

3 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(情報公開)

第13条 乙は、運動公園の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定の取消し等)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理

者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき
 - (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき
 - (3) 乙の代表者等が上天草市契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成25年上天草市告示第44号）第3条第1項の別表に掲げる契約からの排除措置要件の対象者であるとき。
 - (4) 運動公園の指定管理者の募集要項に定めた参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない認められるとき、又は社会的信用を著しく損なう等、乙が指定管理者としてふさわしくないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が運動公園の指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。
- 2 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その3か月前までに甲の承認を得なければならない。
 - 3 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
 - 4 前2項により、この協定が解除され、又は指定管理者が廃止された場合における損害賠償については、甲、乙協議して定める。

（災害時等における施設の使用等）

- 第15条 甲が運動公園を災害時等における避難施設として使用するときは、乙は当該施設の全部又は一部を優先的に甲に使用させなければならない。この場合において、施設使用料は、甲、乙協議の上、決定するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により避難施設として使用させた場合において、避難施設の使用が長期にわたるときは、甲の承認を得て業務の全部又は一部を停止することができる。

（原状回復義務）

- 第16条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 甲に帰属する備品等については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。
 - 3 消耗品その他の物品類の引継ぎについては、甲と乙が協議の上決定するものとする。
 - 4 文書・情報データ等の情報資産の引継ぎについては、乙は、甲又は甲が指定するものに対して適切な受渡しを行わなければならない。

(損害の賠償)

第17条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(保険契約)

第18条 乙は、甲が指定する期日までに、自己の負担により損害賠償責任の履行の確保のため、保険契約を締結するものとする。

2 乙は、前項の規定による保険契約を締結したときは、保険証券の写しその他の契約内容を証する書面を、延滞なく甲に提出するものとする。

3 乙が、第1項の保険契約の変更を行ったときは、前項の規定を準用する。

(再委託の禁止)

第19条 乙は、管理業務を他者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報保護)

第20条 乙は、管理運営業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項(別記4)」を遵守しなければならない。

(運動公園の使用)

第21条 乙は、管理物件を除く運動公園の施設、設備及び物品を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

(重要事項の変更の届出)

第22条 乙は、定款、事務所の所在地、代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第23条 乙は、運動公園の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(業務の引継ぎ等)

第24条 乙は、指定期間が満了し、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、円滑に、かつ、支障なく管理業務の実施が継続できるよう、甲又は甲が指定する者に対して、管理業務の引継ぎを行わなければならない。

2 甲が、指定期間の満了等により、新たに指定管理者の募集等を行う場合において、乙は、甲の求めに応じて、乙による管理業務の実施状況等に関する情報

を提供しなければならない。

- 3 甲は、必要と認める場合には、前項に規定するもののほか甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることが出来るものとする。
- 4 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

(協定の改定)

第25条 総合運動公園の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲、乙協議のうえ、この協定を改定することができる。

(協議)

第26条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 上天草市
代表者 上天草市長 堀 江 隆 臣

乙